

## 鯨の解釈について

輸入注意事項54第11号 (54.7.2)

改正①輸入注意事項17第53号 (17.7.25)

昭和41年4月通商産業省告示第170号(輸入公表)の二の表の貨物名の欄に掲げる「鯨及びその調製品」にいう「鯨」とは、鯨目に分類されるものからまいるか科、ねずみいるか科、かわいるか科及びいつかく科に属するものを除いたものをいいます。